

令和時代の保育所運営推進事業業務委託
企画提案コンペに係る質問・回答

Q 1 :

「事務改善」の意味は子どもに関する業務は除くと考えるのか、含まれるのか？また「事務改善」は「業務改善」と捉えてもよいのか？

A 1 :

今回の事業では、モデル保育所において、「子どもの保育業務」以外の事務改善の事例を構築し、広く横展開していくことを目的として実施します。

また、「事務改善」とは、保育所での事務作業の軽減、効率化に向けた改善に取り組むことです。

Q 2 :

コーディネーターが事務改善の取組を自ら解決できると判断した場合は、コーディネーターが専門家を兼ねることは可能なのか？

その場合はコーディネーターの訪問回数とは別で、専門家としてカウントするのか。

A 2 :

専門家の役割は、モデル保育所での事務改善の取組が着実に実施されるようにアドバイスすることであり、この役割をコーディネーターが担えるのであれば、専門家を兼ねることも可能とします。

なお、コーディネーターが専門家の役割でモデル保育所を訪問する場合は、専門家の派遣回数の1つとしてカウントします。

Q 3 :

コーディネーターの派遣回数の上限記載がなかったが、最大5園5回までとして25回以上は行かないといけない、などの制約や延べ回数はあるのか？

A 3 :

コーディネーター派遣回数に関しての制約はありませんが、業務内容を遂行するにあたっては、モデル保育所一ヶ所あたり5回程度の派遣が必要であると想定しています。

Q 4 :

ICTを活用した事務改善とあるが、今からICT導入を検討している園だけでなく、すでにICTを導入している園も候補には入るのか？

A 4 :

ICTを活用した事務改善の事例として紹介できるようになるのであれば、ICTの導入のタイミングについての制約はありません。

Q 5 :

「ICTを保育現場で活用して事務改善を進めることに精通した専門家を派遣」とあるが、その園が使っているアプリ制作会社の専門家でなくてもよいのか？

A 5 :

事務改善を的確にアドバイスできるのであれば、専門家の所属先についての制約はありません。

Q 6 :

「Webでの紹介に向けたデータ作成方法については、県と協議して決定」とあるが、事例集のようなものでもいいのか。

A 6 :

今回の事業を通じてモデル保育所で実施した事務改善策を、「事務改善事例」としてWebで紹介することとしますが、紹介にあたってのまとめ方などについては、県と協議のうえ、決定することとします。